

第9章 自然環境の保全

昭和47年に「自然環境保全法」が制定され、これを基として、自然環境保全の確立を図る法令及び行政機関の整備が進められました。人間生活と調和のとれた自然環境の保全・創出を図るため、自然環境の保全、野生生物の保護、自然公園の保護管理及び施設整備に関する事業等を行っています。また、生物多様性を保全し、自然環境共生社会を実現するための本県の基本計画である生物多様性おきなわ戦略を策定し、同戦略に掲げる各施策に関する取組を行っています。

第1節 生物多様性おきなわ戦略の推進【自然保護課】

本県は我が国では稀な亜熱帯海洋性気候にあり、亜熱帯照葉樹林の森やマングローブの干潟、サンゴ礁など多様な生態系があり、私たちは先人の代からこれらの生態系から様々な恵み（生態系サービス）を受けて暮らしてきました。

私たちが、今後も将来の世代にわたって生態系からの恵みを受けていくためには、その源となる生物多様性の保全が不可欠であり、そのためには沖縄の生物多様性を保全し、持続可能な方法で利用していくことが重要なテーマとなっています。

そのため、県では、本県における生物多様性に関する課題を踏まえ、生物多様性を保全・維持し、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画として平成25年3月に「生物多様性おきなわ戦略」を策定しました。

1 生物多様性おきなわ戦略に基づく取組

生物多様性おきなわ戦略で掲げる5つの基本施策に基づき、行動計画として計118の取組を掲げており、各生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて取組んでいます。

【5つの基本施策】

- (1) 生物多様性の損失を止める
- (2) 生物多様性を保全・維持し、回復する
- (3) 自然からの恵みを賢明に利用する
- (4) 生物多様性に対する認識を向上させる
- (5) 生物多様性の保全に関する取組に県民の参加を促す

第2節 自然環境の保全【自然保護課、観光政策課】

本県は、亜熱帯海洋性気候の下、数多くの島々から成っています。沿岸海域に発達した広大なサンゴ礁、陸域の風衝性の景観に象徴されるように、本県の自然環境の大きな特質はその海洋性にあります。

また、琉球列島の島々が日本列島及びユーラシア大陸と陸続や孤立を繰り返してきた独特の歴史を有していること、南方系生物が分布するほぼ北限に位置することから、固有種、固有亜種を含む貴重な動植物が数多く生息・生育し、各島々や地域の自然条件に応じた多様な自然がみられることも特徴とされています。本県の文化と生活はこのような自然環境のもとで築きあげられたものですが、他方、こうした島しょ性の自然は人間活動の影響を受け易く、特に近年の社会構造の急激な変化により大きな圧迫を受けて、衰退・単調化の途をたどっています。

県では、無秩序な自然破壊を防止するため、健康で快適な生活環境は地域の特性に応じた多様な自然環境を基盤として創出、維持されるものであるとの認識の下に、昭和48年に「沖縄県自然環境保全条例」を制定し、昭和50年に「沖縄県自然環境保全基本方針」を定め、自然環境保全の方向づけと制度の整備を行いました。

1 自然環境保全地域の指定【自然保護課】

(1) 県指定の自然環境保全地域

本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していくため、沖縄県自然環境保全条例第17条の規定に基づき、「自然環境保全地域」として指定するもので、現在11地域約951haを指定しています。

(2) 国指定の自然環境保全地域

自然環境保全法第22条に基づき、環境省が指定する「自然環境保全地域」として、竹富町西表島の崎山湾約128haが指定されています(昭和58年6月28日)。この地域は、平成27年2月17日に区域が拡張され、新たに崎山湾・網取湾自然環境保全地域として1,077haが指定されました。

この海域は、アザミサンゴの巨大な群体を始め、海中生物相が豊かで自然度が高く、我が国では唯一の「海域特別地区」となっています。

2 エコツーリズムの推進【自然保護課、観光政策課】

本県は、亜熱帯海洋性気候のもと、多くの貴重な固有生物が生息・生育し、その知名度は国内外でも非常に高く、平成29年度の県内入域観光客数は約958万人に達しました。

そのような中、参加・体験型の旅行形態や環境問題への関心の高まりを受けて、地域の自然環境や文化などについて知識を有するガイドから案内や助言を受け、自然環境の保全に配慮しながら、その地域が有する自然や文化にふれあい、学び、理解を深めるための活動であるエコツーリズムが注目を集めています。

第9章 自然環境の保全

しかし、新たな産業としてエコツーリズムに注目が高まる反面、自然環境の保全や地域住民の生活・文化などへの配慮が欠けた事業者や、過剰な観光利用によって自然環境に劣化が生じている事例などが見受けられるようになりました。

そこで、県では、これらの課題に対応するため、エコツーリズムの推進と同時に、その活動を実践する際に自然環境の保全や地域住民の生活・文化などへの配慮を定めた事業者間のルールである保全利用協定の普及に取り組んでいます。

保全利用協定の認定の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在で県知事認定を受けている保全利用協定は、以下の 7 つです。

①認定第 1 号 仲間川地区保全利用協定

初認定：平成 16 年 6 月

活動内容：遊覧船及びカヌー

事業者数：6 事業者

②認定第 2 号 比謝川地区保全利用協定

初認定：平成 22 年 3 月

活動内容：カヤック

事業者数：3 事業者

③認定第 3 号 伊部岳地区保全利用協定

初認定：平成 26 年 10 月

活動内容：トレッキング

事業者数：1 事業者

④認定第 5 号 大浦川地区保全利用協定

初認定：平成 26 年 11 月

活動内容：カヤックや SUP 等での自然観察、遊歩道及び大浦集落内の散策

事業者数：6 事業者

⑤認定第 6 号 白保サンゴ礁地区保全利用協定

初認定：平成 27 年 8 月

活動内容：シュノーケリング、カヤック、ワタンジ、漁業体験及び集落散策

事業者数：12 事業者

⑥認定第 7 号 謝名瀬地区保全利用協定

初認定：平成 28 年 3 月

活動内容：ダイビング及びシュノーケリング

事業者数：7 事業者

⑦認定第 8 号 吹通川地区保全利用協定

初認定：平成 28 年 10 月

活動内容：カヤック及びトレッキング

事業者数：13 事業者

3 自然保護思想の普及啓発【自然保護課】

自然環境の保全思想を普及し、これを広く県民に定着させていくためには、地域社会や学校などにおける環境教育を積極的に推進する必要があります。

そのため、県は、環境省が提唱する「自然に親しむ運動(7月21日～8月30日)」期間中における自然観察会の実施、環境教育モデル校の指定(第11章に別掲)、出前講座での自然環境の解説などにより、県民に対する自然保護思想の普及啓発を図っています。

4 世界自然遺産登録の推進【自然保護課】

平成15年に国によって設置された「世界自然遺産候補地に関する検討会」において「知床」、「小笠原諸島」とともに「琉球諸島」が世界自然遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定されました。選定理由としては、「大陸との関係において独特の地史を有し、多くの希少種・固有種を含む多様な動植物の生息・生育地となっている。」ことがあげられています。

平成25年には琉球諸島の生態系等に知見を有する有識者からなる科学委員会において、具体的な候補地として奄美大島、徳之島、沖縄島北部(やんばる地域)、西表島が選定されています。平成28年4月の西表石垣国立公園の大規模拡張や同年9月のやんばる国立公園の新規指定等によって遺産を保護担保する措置が整ったことを受け、平成29年2月に世界遺産登録に係る推薦書がユネスコに提出され、同年10月には諮問機関IUCN(国際自然保護連合)による現地調査が行われました。

沖縄県では、早期の世界自然遺産登録を目指して、希少種の保護や外来種対策、オーバーユース対策、普及啓発等の遺産価値の維持と適正な利用の両立に向けて取り組んでいます。

5 ラムサール条約登録湿地【自然保護課】

国際的に重要な湿地の保全を推進するため、ラムサール条約の第11回締約国会議にあわせて、平成24年に、県内から新たに与那覇湾が登録されました。この結果、沖縄県内のラムサール条約登録湿地数は5か所となりました。

6 温泉の許可【自然保護課】

温泉法に基づいて、温泉をゆう出させる目的で土地を掘さく、増掘する場合及び温泉の利用に係る許可を行っています。現在利用許可を受けている施設は24か所です。

第3節 野生生物の保護【自然保護課】

1 鳥獣保護区等の設定

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は野生鳥獣の積極的な保護増殖を図ることを目的とした地域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と県知事が指定する県指定鳥獣保護区があり、これまでに指定したか所は国指定鳥獣保護区が11か所、県指定鳥獣保護区が16か所の計27か所となっています。

(2) ガンカモ類の生息調査

ガンカモ類（ハクチョウ、ガン、カモ）の冬季の生息状況を把握するため、毎年1月中旬に全国一斉調査として実施しています。

平成29年度の県内の調査結果は次のとおりです。

調査年月日	平成30年1月7日～21日		
観察総数	カモ類14種 2,482羽	ガン類0種0羽	ハクチョウ0種0羽
調査か所数	193か所		
調査員数	29名		

2 鳥獣保護対策の推進

(1) 傷病野生鳥獣救護事業

県においては、負傷等により自力で生息できない野生鳥獣について、野生鳥獣の保護及び保護思想の普及啓発を図る目的で傷病野生鳥獣救護事業を実施しています。野生鳥獣の保護、適切な治療を行うことから、県獣医師会の協力を得て、県内18名の野生動物救護獣医師（野生動物ドクター）を認定するとともに、県内5か所の救護施設（日本野鳥の会やんばる支部、宮古野鳥の会、NPO法人どうぶつたちの病院、カムリワシリサーチ、沖縄県動物愛護管理センター）で実施しています。平成29年度は延べ583個体の傷病野生鳥獣を受け入れました。

(2) 鳥獣保護管理員の配置

県では、鳥獣保護事業の実施に関する補助業務（鳥獣保護区の巡回や管理等）を行うため、各市町村長や野鳥の会等の推薦を受けて鳥獣保護管理員を委嘱し、現在36名を配置しています。

(3) 鳥獣の捕獲及び飼養等の規制

国内で生息する野生鳥獣の捕獲は原則として禁止されています。鳥獣を捕獲するときは許可を受けて捕獲し、飼養するときは知事（市町村長）の発行する飼養登録証の交付を受ける必要があります。平成29年度の飼養登録実績はメジロが248羽となっています。

なお、愛玩飼養を目的とする鳥獣の捕獲許可は、メジロに限り、一世帯一羽となっていました。第11次鳥獣保護事業計画（平成24～28年度）から原則として許可しないこととし、第12次鳥獣保護事業計画（平成29～33年度）でも同様の方針としています。

(4) 鳥獣保護思想の普及啓発

県では、自然環境の豊かさの象徴である野鳥について県民の関心を高めるため、愛鳥週間（毎年5月10日～16日）において、パネル展等各種行事を催し、野鳥保護思想の普及啓発に努めています。

また、ワシタカ科に属するサシバは、毎年寒露の頃（10月8日）になると大群を形成し一斉に南下し、越冬地である東南アジア方面への渡りの途中、休息のため宮古諸島、特に伊良部島・下地島を中心に飛来することから、秋の訪れを告げる風物詩として私たちの生活・文化と深く関わってきました。そのため、県では、飛来数調査を実施し、サシバ等渡り鳥の保護思想の普及啓発に努めています。

3 外来種対策（マングース対策等）

やんばるの豊かな生態系を保全し、希少な野生生物を保護するために、平成12年度から北部3村（国頭村、東村、大宜味村）において外来生物（マングース等）の駆除を実施しております。効率よく北部地域のマングース生息密度を低減するため、マングースの生息密度の高い中南部地域からのマングースの侵入を防止する目的で、マングース北上防止柵（第一・第二・第三）を設置し、第一北上防止柵以北のやんばる地域では、平成29年度までに5,666頭を捕獲しています。

また、沖縄県の外来種対策として、外来種対策指針の策定に向けた外来種調査等の実施や既に定着して生態系に悪影響を及ぼしているグリーンアノール、インドクジャク、タイワンスジオ、ニホンイタチについて、新規ワナの作製、実証試験に取り組んでいます。

平成28年度に沖縄島をはじめ、宮古島、石垣島の港湾、基地周辺において、現地調査を実施した結果、特定外来生物では、ハイイロゴケグモ、グリーンアノール、オオヒキガエル、シロアゴガエルに加え、植物ではツルヒヨドリが確認されています。

4 狩猟の適正化

狩猟を行うには、狩猟免許を所持するなどの一定の資格が必要です。この制度の目的は、狩猟を適正化することによって、鳥獣の保護と人身等の危険等を防止することであり、狩猟のできる鳥獣の種類、期間、場所及び狩猟方法等いろいろな規制があります。

(1) 狩猟免許等

狩猟者の資質向上を図る必要から、毎年狩猟免許試験と講習会を実施しています。狩猟に関する適性、技能及び知識を有することが、狩猟免許の要件です。

(2) 狩猟免許と狩猟者登録

狩猟免許の種別は、網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟の4種類があり、県が実施する狩猟免許試験に合格した者でなければ、狩猟免許を取得することができません。また、実際に狩猟するためには、狩猟免許取得後、毎年、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けて行うことになります。

第9章 自然環境の保全

平成 29 年度時点での狩猟免許取得件数は 1,010 件、狩猟者登録件数は 492 件で、また、当該年度に交付した狩猟免許交付件数は新規が 127 件、更新が 208 件となっています。

(3) 被害防止の目的の捕獲

野生鳥獣が農林水産物などに被害を与えた場合や生活環境を悪化させた場合又はそれらのおそれがあり、被害防除対策を実施しても被害が防止できないと認められる場合においては、知事の許可を得て、野生鳥獣の捕獲を行うことができることになっています。

なお、平成 20 年 2 月に施行された鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防除計画を作成し、捕獲許可の権限委譲を受けている市町村の場合は、市町村長の許可を得て、野生鳥獣の捕獲を行うことができることになっており、平成 29 年度末で国頭村、東村、大宜味村、名護市、本部町、今帰仁村、宜野座村、恩納村、金武町、伊是名村、伊平屋村、うるま市、中城村、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、宮古島市、石垣市、竹富町の 19 市町村が権限委譲を受けています。

本県における被害防止の目的の捕獲は、市町村又は農業協同組合等が実施主体となり、猟友会等の協力を得て実施しています。

被害防止の目的の捕獲の主な対象鳥獣は、イノシシ、マングース、ハシブトガラス、タイワンシロガシラ、ドバト、クジャクであり、平成 29 年度の有害鳥獣捕獲実績は、獣類 1,834 頭、鳥類 16,498 羽、鳥類の卵 227 個となっています。

5 海域生態系の保全

(1) ジュゴンの保護

ジュゴンはインド洋や太平洋の熱帯、亜熱帯の海域に分布し、沖縄周辺海域が世界的分布の北限とされています。

ジュゴンは鳥獣保護管理法で捕獲禁止の鳥獣となっているほか、文化財保護法による国の天然記念物としての指定、水産資源保護法による採捕禁止、ワシントン条約において取引が規制され、その保護が重要な課題となっています。

ジュゴンの生息に影響を与える要因として、沿岸域の開発による海草藻場の埋め立て、海への赤土等の流入等とともに、漁網（定置網・刺し網）による混獲事故が挙げられます。

ジュゴンの保護対策を進めていくためには、ジュゴンの生息環境の保全を図っていくとともに、漁業者をはじめとする地元関係者の理解と協力を得る必要があることから、県では環境省等と連携し、ジュゴンや藻場に関する調査と並行して、ジュゴンが漁網によって混獲された場合のレスキューマニュアルの作成や研修会の実施、ジュゴンの生息状況やその保護の必要性に関する普及啓発用教材の作成等を行ってきました。また、平成 28 年度から平成 29 年度にかけてジュゴン保護対策事業を実施しており、検討委員会等で専門家の意見を聞きながら生息状況調査等を行い、ジュゴン保護に関する方策の検討に取り組んでいます。

(2) サンゴ礁の保全

ア 海域公園地区におけるサンゴ礁保全対策

県内の国立、国定公園では、海域 201,033 ヘクタールが公園区域に含まれ、その海域のうち 25 地区約 24,339 ヘクタールが海域公園地区に指定されています。海域公園地区は、西表石垣国立公園内において竹富タキドゥングチ、竹富シモビシ、黒島キャングチ、新城島マイビシ、平久保、川平石崎、米原、白保等の 23 か所、また、慶良間諸島国立公園では 1 か所が、沖縄海岸国定公園内においては沖縄海岸の 1 か所が指定されており、これらの地区では美しいサンゴ等の海中景観が広がっています。

当該海域において、海中景観の構成要因である造礁サンゴを食害するオニヒトデが昭和 45 年頃から異常に発生し、サンゴの生息は危機的状況にありました。こうした状況に対処するため、昭和 49 年度から平成 11 年度までの 25 年間環境庁の補助を得て、事業総額 3 億 6,326 万 2 千円を投じ、215 万 7,815 匹のオニヒトデを駆除しました。

平成 12 年度からは環境省の補助金が廃止となり、従前の規模での駆除事業実施が困難な状況となったことから、国定公園の海域公園地区における海中景観の保護を目的とした沖縄海岸国定公園におけるサンゴ礁モニタリング調査を実施しました。

また、平成 15 年度から平成 17 年度には、沖縄海岸国定公園海域公園地区の良好な海中景観の保全・復元及び創造の方法を検討するため「沖縄海岸海中公園地区景観保全調査」を実施しました。

イ 総合的なサンゴ礁保全対策

平成 13 年末から沖縄島周辺及び慶良間諸島周辺海域において、オニヒトデが大量に発生し、サンゴ礁が危機的な状況になっていることから、平成 14 年度から沖縄特別振興対策調整費を活用し、オニヒトデの発生状況やサンゴの生息状況などの状況把握を行うとともに、国、県及び市町村関係行政機関、学識経験者、漁業者及びダイビング業者等の関係団体で構成する「オニヒトデ対策会議」を設置し、総合的なサンゴ保全対策に取り組んできました。

これまでの取組としては、慶良間海域の 5 か所を優先的に保全を図る「最重要保全区域」を定めて集中的な保全対策を実施するとともに、宮古海域や八重山海域においても重要サンゴ礁海域に各 7 か所を選定し同様の対策を実施してきました。平成 18 年度は、保全活動の労力や費用の負担軽減を図るためオニヒトデ進入防止柵における負担軽減効果の検証や地域の実情に応じた費用負担のあり方に関する調査を実施しており、平成 14 年度から平成 18 年度までに 173,673 個体のオニヒトデを駆除しています。また、平成 24 年度からは、沖縄振興特別推進交付金を活用し、オニヒトデの総合的対策を検討するため、オニヒトデ大量発生メカニズム解明に向けた調査研究を実施しています。また、恩納、宮古、八重山海域にてオニヒトデ駆除を実施する団体へ補助金を交付し、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて計 55,122 匹を駆除しています。

ウ 官民協働のサンゴ礁保全対策の推進

サンゴ礁が減少している要因には、白化現象、赤土等の流出、オニヒトデの大量発生等様々であり、サンゴ礁を保全していく上で、行政、事業者、NPO、企業等多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。そのような状況から平成20年度に多様な主体が参加する全県的・横断的な協議会の立ちあげを行うとともに、地域への支援策としてサンゴ礁保全活動プログラム集やサンゴ移植マニュアルを作成しています。

エ サンゴ礁の現状把握

全県的なサンゴ礁の現状を把握することを目的に、平成21年度から沖縄特別振興対策調整費を活用し、沖縄県内の島々すべての沿岸域において、サンゴ被度などサンゴ群集に関する調査と食害生物や赤土等堆積概況などサンゴのかく乱要因に関する調査を実施しました。平成21年度に沖縄島周辺、平成22年度に慶良間地域、久米島地域、八重山地域、その他地域、平成23年度に沖縄島周辺離島地域、宮古地域、大東地域、波照間地域を調査するとともに、文献資料などから、サンゴ礁のかく乱要因に関する変遷を分析し、サンゴ礁の現状およびそのかく乱要因に関する情報を整備しました。

オ サンゴ礁の再生実証事業

サンゴ礁生態系の衰退が懸念されていたことから、効果的・効率的にサンゴ礁を再生させる手法の検討を図るため、平成23年末より、沖縄特別振興対策調整費、沖縄振興特別推進交付金を活用し、面的広がりのあるサンゴ群集の再生を目指し、恩納村海域、読谷村海域、慶良間海域でサンゴの植付け実証事業を実施しています。平成23年度から平成24年度は、生物多様性に配慮したサンゴ群集再生のために必要な基礎的知見の集約と技術の試行・検証を行い、効果的・効率的なサンゴ群集の再生手法について検討してきました。平成25年度以降は植付けの面的拡大の実証を図る事としており、サンゴ種苗の植付けを強化しています。平成28年度までに、全体で3.42haの海域に累計151,314本のサンゴ種苗の植付けを実施しています。

カ サンゴ礁の保全再生地域モデルの構築

確立されたサンゴ種苗の大量生産技術や遺伝的多様性に配慮した植付け手法等の沖縄県内各地域への普及には、地域が継続してサンゴ礁保全再生活動を実施出来る体制の構築やサンゴ種苗の生産、中間育成、植付け等に係る費用の低コスト化、高海水温等の影響によるサンゴの白化現象の回避・低減を図る技術開発、人為再生されたサンゴ群集の海域生態系への影響の検証についての科学的知見の不足など、乗り越えなければならない課題があります。そこで、平成29年度からは、これらの課題の解決を図るとともに、恩納村と久米島町をモデル地域として選定し、地域が主体となりサンゴ礁保全再生活動を継続的に実施できる体制の構築に取り組んでいます。

第4節 自然公園【自然保護課】

1 本県の自然公園の概要

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。国立公園とは、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定するものであり、国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定するものです。

また、都道府県立自然公園は、都道府県の優れた自然の風景地で、知事が指定するものです。

現在、本県では、西表石垣国立公園、慶良間諸島国立公園、やんばる国立公園、沖縄海岸国定公園、沖縄戦跡国定公園、久米島県立自然公園、伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園、多良間県立自然公園の9つの自然公園が指定を受けています。

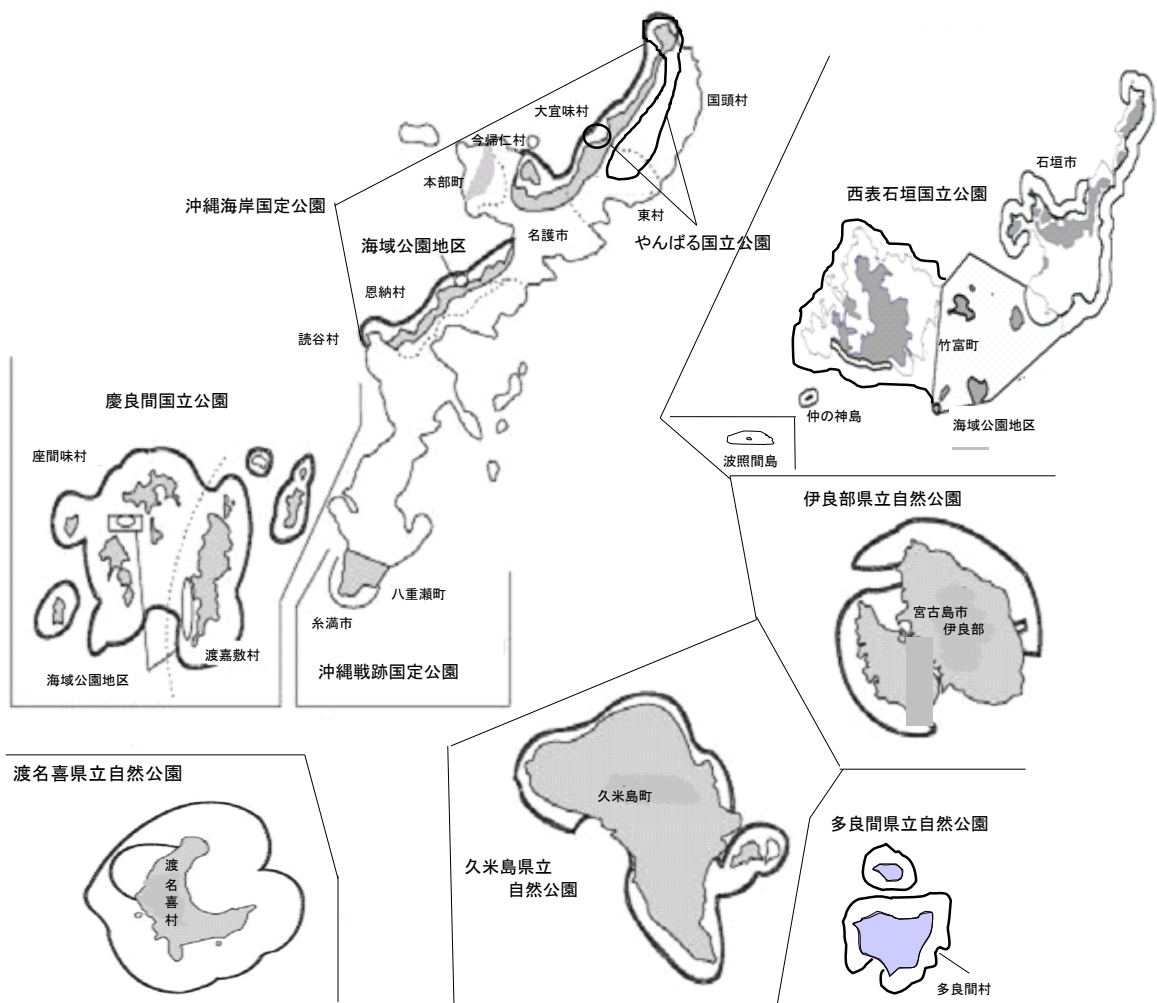


図9-3-1 自然公園区域

表 9-4-1 本県の自然公園面積

平成30年 3月31日現在
単位：ha

公園名	陸域面積				海域面積			合計	指定年月日
	特別保護地区	特別地域	普通地域	計	海域公園地区	普通地域	計		
西表・石垣国立公園	5,181	28,814	6,658	40,653	15,923	65,574	81,497	122,150	S47. 5. 15
慶良間諸島国立公園	305	2,962	253	3,520	8,290	82,185	90,475	93,995	H26. 3. 5
やんばる国立公園	789	11,827	1,006	13,622	0	3,670	3,670	17,292	H28. 9. 15
沖縄海岸国定公園	72	2,290	2,510	4,872	126	10,859	10,985	15,857	S47. 5. 15
沖縄戦跡国定公園	29	521	2,577	3,127		1,932	1,932	5,059	S47. 5. 15
久米島県立自然公園		3,383	2,742	6,125		5,743	5,743	11,868	S58. 5. 30
伊良部県立自然公園		562	2,853	3,415		2,324	2,324	5,739	H7. 9. 1
渡名喜県立自然公園		251	91	342		1,260	1,260	1,602	H9. 8. 1
多良間県立自然公園		332	1,821	2,153		3,147	3,147	5,300	H23. 3. 29
計	6,376	50,942	20,511	77,829	24,339	176,694	201,033	278,862	

2 自然公園の保護管理

自然公園の適正な管理運営を行うため、各公園に公園計画を定めています。公園計画は、公園の保護のための規制及び利用のための規制に関する計画（規制計画）と利用のための施設及び保護のための施設に関する計画（施設計画）に区分され、それぞれの公園の特性に応じて決定されています。

(1) 規制計画

ア 保護のための規制に関する計画

自然公園はいわゆる地域制公園であり、土地所有者の如何に関係なく一定の地域を画して指定しています。保護のための規制に強弱の差をつけ、私有財産の保護や各種開発行為との調整を図ることを目的としています。そのため区域を普通地域と特別地域に区分し、特別地域を更に特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域に細分化して規制基準を明確にしています。

また、自然公園に含まれる海域は普通地域に位置づけられますが、海中景観が特にすぐれ学術的にも貴重な海域については海域公園地区に指定し、その保護を図るため各種の開発行為等を規制しています。海域公園地区は、海域における特別保護地区というべきものです。

イ 利用するための規制に関する計画

利用のための規制計画とは、対象地区の利用現状と当該地区の適正な利用のあり方を踏まえ、利用の時期、方法等につき特別に調整し、制限または、禁止する必要がある事項について定めるものです。

(2) 施設計画

ア 利用のための施設に関する計画

利用のための施設計画とは、自然公園の積極的な利用の増進を図る目的から適正な施設の配置と整備方針を定めたものです。また、公園利用の中心的施設として一定の広がりを持つ区域を設定し、これらの利用施設を総合的に整備する集団施設地区の指定があります。

イ 保護のための施設に関する計画

保護のための施設計画とは、景観または景観要素の保護及び利用上の安全を確保するために必要な個々の施設配置と整備方針を定めるものです。具体的には植生復元施設、動物繁殖施設、砂防、防火施設、自然再生施設が位置づけられています。

ウ 施設の整備経過

自然公園等の施設整備として昭和48年度より自然公園利用施設と野生生物保護管理施設の整備を進めています。

自然公園利用施設は自然公園を広く国民の利用に供し、国民の保健・休養及び教化に資するために公園計画に基づき、ビジターセンター、園地、休憩所、公衆トイレ、探勝歩道、車道、駐車場、標識等を整備するものです。

野生生物保護管理施設は希少生物や固有の生態系の調査研究、保護増殖、普及啓発等の事業を総合的に推進するための拠点として野生生物保護センターを整備するものです。

(3) 許認可業務

自然公園内の特別地域における開発行為については、開発予定地の市町村長の意見の副申を受けて現地調査を行い、開発行為者との調整を図っています。また、普通地域での大規模な行為は、特別地域同様当該市町村を經由して事前に届出ることになっています。なお、通常の管理行為や普通地域における小規模な行為は、自然公園法の規制を受けません。

(4) 美化清掃活動

自然公園利用者の快適な利用を促進するため、毎年8月の第一日曜日に自然公園における全国一斉美化運動が設定され、本県でも関係市町村が中心となって特に海浜の清掃を実施しています。